

< 青建会報原稿 >

地方法人特別税・地方法人特別譲与税について

平成 20 年度の税制改正において、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」が創設されました。

地方法人特別税

法人事業税（所得割・収入割）の税率を引き下げるとともに、地方法人特別税（国税）を創設（法人事業税の合わせた法人の税負担は、従前と同じ）

課税標準は法人事業税（所得割・収入割）の税額

都道府県が地方法人特別税を賦課徴収し、国に払込み

平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

地方法人特別譲与税

払込まれた地方法人特別税を、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与

譲与基準は、人口（1 / 2）及び従業者数（1 / 2）

平成 21 年度から譲与

< 地方法人特別税の申告納付 >

地方法人特別税は、法人県民税、法人事業税と併せて、期限内に各地域県民局県税部に申告納付して下さるようお願いいたします。

< 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告 >

県では、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税について、インターネットによる電子申告の受付をしています。詳しくはエルタックスホームページ（<http://www.eltax.jp>）をご覧ください。

地方法人特別税・法人事業税の税率

区 分			H20.10.1以後 開始事業年度		H20.9.30以前 開始事業年度	
			法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	
資本金1億円超の 普通法人 <small>(外形標準課税対象法人)</small>	付加価値額	付加価値割	0.48%	—	0.48%	
	資本金等の額	資本割	0.2%	—	0.2%	
	所得及び 清算所得	所得割	所得のうち年400万円以下	1.5%	148%	3.8%
		所得のうち年400万円超～年800万円以下	2.2%	5.5%		
所得のうち年800万円超及び清算所得		2.9%	7.2%			
	3以上の都道府県に事務所等を有する法人の 所得及び清算所得	2.9%		7.2%		
資本金1億円以下 の普通法人等	所得及び 清算所得	所得割	所得のうち年400万円以下	81%	5.0%	
		所得のうち年400万円超～年800万円以下	4.0%		7.3%	
		所得のうち年800万円超及び清算所得	5.3%		9.6%	
		3以上の都道府県に事務所等を有する資本金 1,000万円以上の法人の所得及び清算所得	5.3%		9.6%	
特 別 法 人	所得及び 清算所得	所得割	所得のうち年400万円以下	81%	5.0%	
		所得のうち年400万円超及び清算所得	3.6%		6.6%	
		3以上の都道府県に事務所等を有する資本金 1,000万円以上の法人の所得及び清算所得	3.6%		6.6%	
電気供給業・ガス 供給業・保険業を 営む法人	収入金額	収入割	0.7%	81%	1.3%	